

宮城県幹線道路協議会規約

(名称)

第一条 本会は、「宮城県幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第二条 協議会は、宮城県・仙台市における幹線道路に関する必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。

(構成)

第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、宮城県、仙台市、東日本高速道路株式会社東北支社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。

(組織)

第四条 協議会には会長、副会長それぞれ1名ずつを置く。

2 会長は協議会を統括することとし、宮城県土木部長が当たる。

3 副会長は会長を補佐することとし、仙台市建設局長が当たる。

(事業)

第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 宮城県における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡調整。

(2) 宮城県における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡調整。

(3) 宮城県における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関連する連絡調整。

(4) 宮城県における有料道路事業の整備・管理に係る連絡調整。

(5) 宮城県における「道の駅」整備のあり方に関する調査・研究や、「道の駅」の選定・推薦及びこれに係る連絡調整。

(6) その他目的を達成するために必要な事項。

(委員会)

第六条 協議会に委員会を置く。

委員会の委員長は協議会の会長である宮城県土木部長が当たる。但し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

2 委員会の委員長は委員会を統括し委員会を招集する。

3 委員会の構成は別表-1のとおりとする。

但し、必要に応じ委員長が指名する臨時委員を参加させることができる。

(専門部会)

第七条 協議会に、委員会の下部組織としての専門部会を設ける。

2 専門部会の部会長は、東北地方整備局仙台河川国道事務所長が当たる。

3 専門部会の座長は、部会長が当たる。ただし、部会長に事故があるとき、または審議内容によりそれによりがたい場合は、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4 専門部会の構成は、別表-2のとおりとする。部会長は、この中から審議内容により必要と認める会員を指名し、招集する。ただし、必要に応じ、部会長が指名する臨時の会員を参加させることができる。

5 専門部会は、協議会の事業について調査・検討し、その成果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第八条 協議会の運営に係る事務を行うため事務局を宮城県土木部道路課、仙台市建設局道路部道路計画課、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所調査第二課におく。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、宮城県土木部道路課及び仙台市建設局道路部道路計画課において行う。ただし、部会の庶務は、当該部会の所掌する事業の主体において行うことができる。

(その他)

第十条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この規約は平成元年12月20日から施行する。

平成 3年 6月24日改正

平成 4年 8月25日改正

平成14年 7月16日改正

平成15年 4月 1日改正

平成18年 5月24日改正

平成21年12月 3日改正

平成30年 2月28日改正

平成30年 8月28日改正

別表－1（第6条関係）

宮城県幹線道路協議会委員会名簿

	所 属		役 職
委員長	宮城県		土木部長
副委員長	仙台市		建設局長
〃	〃		都市整備局長
委員	東北地方整備局	企画部	企画調整官
〃	〃	道路部	道路調査官
〃	〃	企画部	企画課長
〃	〃	〃	広域計画課長
〃	〃	道路部	道路計画第一課長
〃	〃	〃	道路計画第二課長
〃	〃	〃	地域道路課長
〃	〃		仙台河川国道事務所長
〃	宮城県	土木部	次長（技術担当）
〃	〃	震災復興・企画部	総合交通対策課長
〃	〃	土木部	土木総務課長
〃	〃	〃	道路課長
〃	〃	〃	都市計画課長
〃	仙台市	都市整備局	総合交通政策部長
〃	〃	建設局	道路部長
〃	東日本高速道路株式会社東北支社	総合企画部	総合企画課長
〃	宮城県道路公社		常務 理事

別表－２（第７条関係）

宮城県幹線道路協議会専門部会名簿

	所 属		役 職
部会長	東北地方整備局		仙台河川国道事務所長
副部会長	宮城県	土木部	道路課長
〃	仙台市	都市整備局	総合交通政策部長
〃	〃	建設局	道路部長
会員	東北地方整備局	企画部	企画課長
〃	〃	〃	広域計画課長
〃	〃	道路部	路政課長
〃	〃	〃	道路計画第一課長
〃	〃	〃	道路計画第二課長
〃	〃	〃	地域道路課長
〃	〃	〃	道路管理課長
〃	〃	〃	交通対策課長
〃	〃		仙台河川国道事務所副所長
〃	宮城県	震災復興・企画部	総合交通対策課長
〃	〃	土木部	都市計画課長
〃	仙台市	都市整備局	総合交通政策部交通政策課長
〃	〃	建設局	道路部道路計画課長
〃	東日本高速道路株式会社東北支社	総合企画部	総合企画課長
〃	宮城県道路公社		<u>常務理事</u>